

伊万里市家庭系一時多量ごみ対策実施要領

1 目的

単身高齢世帯や空き家の増加に伴い、家庭から一時的に多量に排出される一般廃棄物について、収集運搬許可事業者との連携により、適正かつ円滑な処理体制を構築する。

2 対象とする一時多量ごみ

空き家を含む市内の家庭から一時的に排出される一般廃棄物であって、排出量が多量であるためにステーション収集による排出が困難なもの。

3 基本スキーム

- (1) 市が許可している事業系の一般廃棄物の収集運搬事業者のうち、過去1年以内にさが西部クリーンセンターへの搬入実績がある市内に本店を置く事業者で、市内の一時多量ごみの収集運搬のため、市に対し、一般廃棄物収集運搬業等事業範囲変更許可申請を行い、許可された事業者。

① 事業範囲変更許可申請（市条例に規定する手数料：5,000円）

② 許可期間：既存の事業系一般廃棄物収集運搬業許可と同期間とする。

- (2) 許可事業者は、利用者からの問い合わせに対応し、見積書を作成。具体的な作業内容等を取り決めた契約を行い、作業実施後、毎月15日までに市に対して様式11号にて実績報告を行う。

4 収集運搬事業者の役割

- (1) 受付対応

排出内容・量の確認、見積書の作成、契約

- (2) 適正処理の確保

分別指導、搬出作業、指定施設への搬入

- (3) 実績報告

市規則に規定する実績報告

5 分別・取扱いルール

必須対応

- ① 可燃・不燃・粗大ごみの分別、リサイクルの徹底、危険物の除外対応
- ② 処理困難物及び産業廃棄物は、収集不可
- ③ 収集運搬車両は、4t車未満のトラックとし、パッカー車での搬入は認めない。

6 禁止事項

- ① 無許可営業
- ② 不適正処理（不法投棄）

③ 混合収集（分別無視及び一括搬入）

7 市の関与

許可業者の周知及び無許可営業の利用防止

トラブル相談対応（許可業者への指導・指示）